



最新マンスリーecoニュース&トピックス

・最近のニュース

環境ビジネスの動向把握・振興方策等に関する報告書を公表

2018.06.19/環境省  
環境省は、平成29年度報告書「環境への取組をエンジンとした経済成長に向けて」を取りまとめ、公表した。この報告書は、「経済・社会のグリーン化」や「グリーン成長」を担う環境ビジネスについて、官民に役立つ情報を提供するため、環境ビジネス実態に関する調査分析を行ったもの。環境産業情報に掲載。

http://www.env.go.jp/policy/keizai\_portal/B\_industry/index.html

環境法改正情報

■再商品化義務総量の一部を改正する件

2018.06.15  
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」では、特定事業者が再商品化義務量を算定するために必要な量・比率等の値に関しては、省令及び告示で定めることとしている。主務省庁において行った容器包装の利用、製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果を踏まえて、平成30年度における再商品化義務総量を定めることとした。【参考】再商品化義務総量：容器包装リサイクル法第11条第3項に規定する主務大臣が定める量をいう。

Ecobiz/ecolife エコBiz/エコライフ

エコエイトのサービスメニュー⑨

京浜島リサイクルセンター

当社廃棄物中間処理事業の中核となる工場施設です。常時総勢50名のスタッフが「ゴミから資源」を実践している場所です。



平成18年7月には、待望の再資源化専用中間処理施設「京浜島マテリアルセンター」が始動。缶類及びペットボトルの独自分別ラインを有するこの第2工場は、お客様の新たなニーズに応えるとともにより一層の環境負荷低減の促進に努めます。

京浜島リサイクルセンターは、1日破碎処理で199t、圧縮処理で220tの廃棄物を処理する許可を得ている都内有数の大規模中間破碎処理施設です。



走れ!エコ  
イトマン

Try for tomorrow  
「明日の地球の為に、  
今できること」

お客様の声の紹介-1



倉庫を整理したら大量の廃棄物が出てしまいエコ・エイトに相談しました。すぐに営業の方が来て見積りしていただきました。金額も納得の数字だし依頼をした翌日に回収をしてくれて本当に助かりました。

罰則と判例

多古町を書類送検 無許可業者に

汚泥処理委託  
2018.06.02/千葉日報  
産業廃棄物処理業の許可を受けていない業者に汚泥処理を委託したとして、千葉県警生活経済課や香取署などは1日、産業廃棄物処理法違反(委託)の疑いで、多古町と町の男性職員=成田市=を書類送検した。昨年9月、同町十余三の町道側溝にたまった汚泥約3・6立方メートルの処理を、許可を受けていない建設会社に委託した疑い。

営業に役立つ  
環境用語と豆知識

【グリーン成長】  
「自然資産が今後も我々の健全で幸福な生活のよりどころとなる資源と環境サービスを提供し続けるようにしつつ、経済成長および開発を促進していくこと」(OECD)である。

お問合せはこちら⇒0120-42-8081